

相模原みどりスポーツクラブ規約

- 名称と位置 1) 本クラブは「相模原みどりスポーツクラブ」と称し、位置を〒252-0144 相模原市緑区東橋本2-34-22 に置く (以下本クラブという)
- 目的 1) 本クラブは地域の子供達の①基礎体力の向上 ②基本技の習得及び競技力向上 ③親睦・交流の場という3つの理念を柱とし地域に根ざしたスポーツクラブを目指すと共にスポーツ精神・文化の普及、発展を図る事を目的とする
- 入会資格 1) 健康な身体と健全な精神の育成を志すと誓約できる者
2) クラブの管理下においてはスタッフの指示に従うと誓約できる者
- 練習と行事 1) 原則として週1回会員は月に4回(週2回会員は月に8回)、練習に参加できる
2) 原則として祝日・第5週目(29・30・31日)は休館日とする ※みどりカレンダー参照
3) 8月は通常のスクール体制とは異なる場合がある
4) 各種行事は自主参加とし、要項をもって案内する
- 振替練習 1) 体育館コース会員は「練習を欠席した場合」「3週月(7・8・12・1月)」「練習日が休館日(第5週目除く)に当たる場合」、他の曜日に振替えて練習に参加できる
2) 体育館コース会員の振替回数は、週1回会員は2回、週2回会員は4回までとする
3) 体育館コース会員の振替練習は在籍人数等によって制限する事がある
4) 体育館コース会員の振替練習は、原則当月の中で行うが、当月の最終練習曜日に欠席した分に限り、翌月に振替えて練習に参加できる(但し、翌月に在籍している場合に限る)
5) サッカーコース会員は「練習日が休館日(第5週目、7・12・3月第4週目、1月第1週目、8月除く)に当たる場合」、他の曜日に振替えて練習に参加できる
6) 年度を跨いでの振替えはできない
- 会員カード 1) 会員は、練習に参加する時は必ず会員カードを持参し、提出または提示する事
- 入会手続き 1) 本クラブに入会を希望する者は、受付にて「入会申し込み用紙」「個人ファイル」に記入し、別に定める「入会金」「月会費」(1ヶ月分)を納入しなければならない
- 月会費納入 1) 当月の15日までに「会費袋」に「月会費」を入れ、受付に納入しなければならない
- 年会費 1) 年会費は原則として入会から2年目以降の入会月に納入しなければならない
- 休会手続き 1) 休会しようとする場合は、当月の15日までに「休会届用紙」に記入し「会費袋」に「休会費」を入れて、受付に提出する事
2) 原則として電話での休会手続きはできない
3) 無断で一ヶ月欠席した場合は休会の対象とならず、月会費を徴収する
- 変更手続き 1) 所属するコースやクラスを変更しようとする場合は、当月の15日までに「変更届用紙」に記入し受付に提出する事
2) 原則として電話での変更手続きはできない
- 退会手続き 1) 退会しようとする場合は、当月の15日までに「退会届用紙」に記入し受付に提出する事
2) 退会しようとする場合は、会員カードを返却する事
3) 原則として電話での退会手続きはできない
- 服装 1) 会員は、各コースの定められたユニホームを着用しなければならない
- 傷害事故 1) 会員が会場内において練習中等に傷害事故が起きた場合、本クラブが加入するスポーツ傷害保険の範囲内で対応する(詳細は別紙参照)
- その他 1) 駐車場、駐輪場、更衣室、ギャラリー、中庭、通路等での事故・紛失は責任を負いかねる
2) 住所・連絡先等に変更があった場合は速やかに届け出る事